

5年市長提出第26号議案

令和5年度

瀬戸市水道事業会計予算

## 令和5年度瀬戸市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度瀬戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 基 数	59,100 基	
(2) 年 間 総 給 水 量	14,200,000 m <sup>3</sup>	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	38,798 m <sup>3</sup>	
(4) 主 要 な 建 設 事 業	建 設 改 良 事 業	878,544 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 水道事業収益	2,746,743 千円
第1項 営 業 収 益	2,380,181 千円
第2項 営 業 外 収 益	366,559 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

### 支 出

第1款 水道事業費用	2,496,399 千円
第1項 営 業 費 用	2,429,838 千円
第2項 営 業 外 費 用	61,218 千円
第3項 特 別 損 失	2,343 千円
第4項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 816,830千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 65,918千円、減債積立金 24,100千円、過年度分損益勘定留保資金 726,812千円で補填するものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入	182,560 千円
第1項 負担金	182,559 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	999,390 千円
第1項 建設改良費	878,544 千円
第2項 企業債償還金	115,846 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西印所1号線外 老朽管布設替工事	令和6年度	千円 81,000
県道瀬戸大府東海線外 老朽管布設替工事	令和6年度	82,000
下半田川9号線外 老朽管布設替工事	令和6年度	92,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第8条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 221,971千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、16,462千円と定める。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳